

国際会議の主催・後援等に関する

日本物理学会の基本方針

1991年8月9日 第284回理事会承認

2012年8月11日 第549回理事会 一部語句変更

前文

日本物理学会(以下本会という)は定款第4条の3「国内外の物理学および関連分野の学会等との交流・協力」に基づき、各種国際会議の主催(共同主催・共催を含む)、後援、協賛等の事業を行う。その事業に関する日本物理学会の基本方針と事務処理の指針をここにまとめる。

本文

1. 本会が国際会議を主催(共同主催・共催を含む)する際の基本原則

- (1) 当該国際会議においては、人種・思想・信条等を問わないICSU(国際科学会議)の原則が遵守されること。
- (2) 本会の決議3が遵守されること。
- (3) 国際会議の開催地は国内・国外を問わない。

2. 本会が国際会議を後援・協賛する場合においても、当該国際会議および、その主催団体と本会との学術的、社会的関連に加えて、上記1を考慮する。

*本会事務局が実質的に関与する共催を共同主催と云う。